

JICA 海外向け
機材調達の手引き
(高額機材)

2025年7月

独立行政法人国際協力機構(JICA)

国際協力調達部
契約推進第三課

目 次

第1章 はじめに.....	1
第2章 JICA が取り扱う機材の種類と調達手続き.....	2
1. 機材調達の原則.....	2
2. 調達機材の種類.....	2
3. 契約予定金額と選定方法.....	3
第3章 JICA の取引条件.....	4
1. JICA の取引条件.....	4
2. 支払条件における留意事項.....	6
3. 契約金額に含まれる費用.....	6
4. 輸出者名に係る留意点.....	7
5. JICA の取引条件とインコタームズの関係.....	7
第4章 選定手続き.....	8
第5章 機材選定における留意事項.....	9
第6章 輸出規制関連規則の遵守.....	10
1. 輸出規制の概要.....	10
2. リスト規制にかかる確認.....	12
3. 米国再輸出規制にかかる確認.....	14
第7章 入札、契約締結、支払までの手続き.....	16
1. 入札会.....	16
2. 契約締結.....	19
3. 輸出管理.....	23
4. 立会検査.....	24
5. 引渡し.....	25
6. 輸送.....	26
7. 技師派遣・現地工事等付随する業務.....	26
8. 契約金請求・支払.....	28

各様式は、JICA ウェブサイトの次の場所からダウンロードできます。

「ホーム＞JICA について＞調達情報＞調達ガイドライン・様式＞様式 一般競争入札（海外向け機材）」

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html）

第1章 はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、全世界約 150 カ国の開発途上国において、教育、保健医療、農業、環境、インフラ整備など幅広い分野にわたって、数多くの技術協力プロジェクトを実施し、専門家やコンサルタントを派遣し、先方政府関係者等の能力強化を行っています。これら専門家やコンサルタントの派遣に並び、機材供与も重要な投入の一つです。

JICA 国際協力調達部では、これら技術協力プロジェクトの専門家などが現地で活動する際に必要となる機材を中心に、JICA のボランティア向け機材や在外事務所向け備品まで、幅広い品目の機材を調達しています。これらの中には試薬や器具、工具、部品、消耗品、車両、設備等も含まれますが、ここでは便宜上、全て「機材」と呼びます。

本手引きは、契約予定金額が 300 万円を超える機材（「高額機材」と呼びます。）の調達手続きを説明しています。

第2章 JICA が取り扱う機材の種類と調達手続き

1. 機材調達の原則

独立行政法人である JICA の予算は主に国からの交付金に依拠しており、予算の適正な執行を担保するため、公正性・競争性・透明性の確保を調達の三原則として定めています。

【調達の三原則】

公正性・・・ルールに則り適正な手続きを行うこと。

競争性・・・複数者により価格競争を行い、より安価で質の高い調達に努めること。

透明性・・・調達のルールやプロセスをできる限り外部に公開すること。

上記の原則に則った調達を行うためのルールとして、JICA においては、「独立行政法人国際協力機構会計規程」や「契約事務取扱細則」を制定しています。JICA にて機材調達を行う場合は、JICA の規程に則った手続きを行います。

なお、これらの規程は、ウェブサイト（「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」
（<https://www.jica.go.jp/joureikun/index.htm>）から閲覧することができます。

2. 調達機材の種類

JICA が調達する機材には、相手国政府からの要請に基づき供与される「供与機材」、JICA の専門家・調査団員・ボランティア等が技術移転や調査の実施等に使用する「事業用物品」、JICA の在外事務所の備品や国際緊急援助隊の装備品などがあります。

技術協力プロジェクト等においては、日本と相手国とにおける国際約束により、関税が免除されるため、相手国政府が免税通関手続きを行います。

表 1: JICA が調達する機材の種類

機材の種類	概 要
供与機材	技術協力プロジェクト等において、相手国政府からの要請に基づき供与する機材（現地到着以後は、相手国の実施機関が機材を引取り、その所有物となる。）
事業用物品	専門家やボランティアの調査時・技術移転時などに使用される機材（JICA が所有し、専門家等に業務期間中は無償貸与される。業務完了後は、相手国の実施機関から要請があれば譲渡されることもあり。）
その他	JICA の在外事務所の備品※、国際緊急援助隊の装備品等

※JICA の在外事務所の物品として管理されます。

3. 契約予定金額と選定方法

JICA は、上記1. に記載した関連規程に基づき、契約予定金額が 300 万円を超える場合（「高額機材」と呼ぶ）は、選定方法を原則「一般競争入札（最低価格落札方式）」とし、選定手続きを行います。

一方、契約予定金額が 300 万円以下の場合（「少額機材」と呼ぶ）は、原則「見積合わせ」で選定手続きを行います。

表 2: 契約予定金額と選定方法

契約予定金額※	選定方法	
300 万円超 （高額機材）	一般競争入札 （最低価格落札方式）	公告により広く一般から競争参加者を募り、予定価格の範囲内で最も安価な入札金額を提示した者を契約者として選定する。
300 万円以下 （少額機材）	見積合わせ	公示により広く一般から競争参加者より見積書の提出を求め、見積依頼条件に照らし、発注者にとって最も有利な見積を提示した者を契約交渉相手方として選定する。

※高額機材と少額機材では輸送費及び消費税の取り扱いが異なります。

高額機材：契約予定価格には仕向け地までの輸送費が含まれます。また、機材本体価格は不課税扱いとなります。

少額機材：少額機材において、国際輸送は JICA が手配する場合と、少額機材受注者が手配する場合があります。①JICA が国際輸送を手配する場合、日本国内指定倉庫までの輸送が契約に含まれ、国内取引扱いであることから、課税扱いとなります。従い、機材本体価格及び日本国内輸送費に消費税 10%を加算した金額が 300 万円以下とならなければなりません。②少額機材受注者が手配する場合は、不課税取引となります。

第3章 JICA の取引条件

1. JICA の取引条件

JICA の取引条件は、発注内容に応じて、表 3 のとおり、「船積渡し」、「仕向地渡し」、「本邦指定場所渡し」の三つがあります。各取引条件の主なポイントは次のとおりです。

(1) 船積渡し

- ① 「船積渡し」では、受注者は機材を調達し、輸出者として輸出通関手続きを行い、仕向地までの輸送と貨物海上保険を手配し、運賃・保険料を負担します。
- ② 受注者は運賃・保険料は負担しますが、受注者から JICA への危険(リスク)移転時期は、受注者手配の船舶・航空機に機材を積み込んだ時点になります。受注者は受注者任意の保険会社の保険を付保します。なお、保険求償は JICA が行います。
- ③ 船積前に実施する検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を発出します。JICA は、船積書類を受領後、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。

(2) 仕向地渡し

- ① 「仕向地渡し」では、受注者は機材を調達し、仕向地までの輸送を行います。
- ② 受注者から JICA への危険(リスク)移転時期は、荷受人に機材を引き渡した時点となり、引渡しまでのすべての責任を負います。
- ③ 現地にて引渡し前に実施する検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を発出します。その後、JICA は、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。
- ④ 輸送途中において物品の損害あるいは損失があった場合は、受注者が代替品の納入もしくは修理を行うことになります。貨物海上保険の付保については、受注者が必要性を勘案し判断してください。

(3) 本邦指定場所渡し

- ① 「本邦指定場所渡し」では、受注者は機材を調達し、JICA が指定する輸送業者の指定倉庫(本邦指定場所)まで輸送します。
- ② 受注者から JICA への危険(リスク)移転時期¹は、本邦指定場所に機材を引き渡した時点になります。
- ③ 機材の引渡し前に実施する本邦指定場所での検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を発出します。JICA は、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。

なお、JICA では、次の考え方にに基づき、高額機材の取引条件を定めています。

- 機材が第三国製品であり、第三国から直接出荷し仕向地で引渡しを行う場合には「仕向地渡し」とします。それ以外は「船積渡し」とし、日本で船積みを行い、引渡しを行います。

¹ 滅失・損傷などの物品の契約不適合について、売主の契約違反の有無を決める基準時

- ただし、「船積渡し」として、輸送業務までを契約内容に含めると競争性が著しく損なわれるなどの場合には、「本邦指定場所渡し」とし、JICA が輸出する場合があります。

表 3: JICA 海外向け機材調達における取引条件

	船積渡し	仕向地渡し	本邦指定場所渡し
契約内容 (注 1)	機材を調達し仕向地(注 3)までの運賃・保険料を負担し、船積までを行う。	機材を調達し仕向地(注 3)への輸送までを行う。	機材を調達し、JICA の指定倉庫への輸送までを行う。
機材調達	受注者	受注者	受注者
検査のタイミング	船積前	仕向地における引渡し前	指定場所への引渡し前
出荷国	本邦	第三国	本邦
輸出通関 (輸出者)	受注者	受注者	JICA
運賃	受注者	受注者	JICA
保険料 (貨物海上保険料)	受注者 (注 4)	— (注 5)	JICA
仕向港における THC(注 2)	受注者	受注者	JICA
輸入通関	相手国政府/JICA	相手国政府/JICA	相手国政府/JICA
受注者から JICA への危険(リスク)移転 時期	受注者手配の船舶・航空機に機材を引き渡した時点	荷受人に機材を引き渡した時点	本邦指定場所に機材を引き渡した時点
支払条件 (注 6)	本邦船積前検査合格後 (船積書類受領後)	現地納入前検査合格後	本邦納入前検査合格後)

(注 1) 必要に応じて、据付技師による作業(技師派遣業務)等付随する業務が契約内容に含まれます。

(注 2) THC(Terminal Handling Charge)(ターミナル・ハンドリング・チャージ)とは、コンテナ・ヤード内での荷捌き料金(荷卸し料を含む)です。

(注 3) 仕向地は仕向(空)港の場合とプロジェクト・サイトの場合とがあります。プロジェクト・サイトを仕向地とする場合には、契約内容に仕向国内の輸送費を含めます。

(注 4) 受注者は、受注者任意の保険会社の貨物海上保険を、宛名を JICA として付保します。

(注 5) 仕向地までの輸送業務であり、輸送中に物品の損害あるいは損失があった場合は、受注者は、自らの責任と費用で、代替品の納入もしくは修理を行います。貨物海上保険の付保については、受注者が必要性を勘案し判断してください。

(注 6) 技師派遣業務等付随する業務がある場合には、機材引渡し時の支払金額は、機材代金と梱包・輸送料・保険料の合計」の 9 割とします。残額は、当該業務の検査合格後に支払います。

2. 支払条件における留意事項

支払条件については、以下の点にご留意ください。

(1) 技師派遣業務等付随する業務がある場合の支払

機材によって、技師派遣業務や現地工事等の付随業務を契約内容に含む場合があります。この場合には、機材引渡し時の支払金額は、「機材代金と梱包・輸送料・保険料の合計」の 9 割とします。残額をこれら付随業務の検査合格後に支払います。

3. 契約金額に含まれる費用

取引条件によって、契約金額に含まれる費用は表 4 のとおり異なります。

表 4: 取引条件と契約金額に含まれる費用

	本邦指定場所渡し	船積渡し／仕向地渡し
契約金額に含まれる費用	① 機材代金 ※日本国内消費税及び地方消費税込み ② 国内輸送用梱包費用 ※日本国内消費税及び地方消費税込み ③ 本邦指定倉庫までの国内輸送費 <u>【技師派遣業務等付随する業務がある場合】</u> ④ 技師派遣費用等付随業務の費用	① 機材代金 ② 輸出梱包費用 ③ 輸出通関に必要な費用 ④ 船積(空)港までの輸送費 ⑤ 仕向(空)港までの運賃 ⑥ 貨物海上保険料(保険料) (ただし、仕向地渡しの場合は受注者の判断による) ⑦ 仕向(空)港における THC(注 1) <u>【仕向地がプロジェクト・サイトの場合】</u> ⑧ 仕向(空)港からプロジェクト・サイトまでの輸送費及び保険料 ⑨ プロジェクト・サイトにおける荷卸し費用 <u>【技師派遣業務等付随する業務がある場合】</u> ⑩ 技師派遣費用等付随業務の費用

(注 1)「船積渡し」及び「仕向地渡し」の場合、仕向港におけるターミナル・ハンドリング・チャージ(THC: Terminal Handling Charge)は、契約金額に含まれます。

なお、仕向地における輸入通関は、原則、相手国政府(又は JICA)にて免税通関を行います。相手国政府(又は JICA)による免税通関手続きの遅れにより、コンテナの超過保管料(デマレージ)が発生した場合には、その追加費用は相手国政府又は JICA が負担します(受注者の負担とはなりません)。

4. 輸出者名に係る留意点

取引条件が「船積渡し」及び「仕向地渡し」の場合、現地における免税通関手続きのため、輸出者名は「受注者名 on behalf of JICA」としてください。

取引条件が「本邦指定場所渡し」の場合、輸出者名は「JICA」となります。

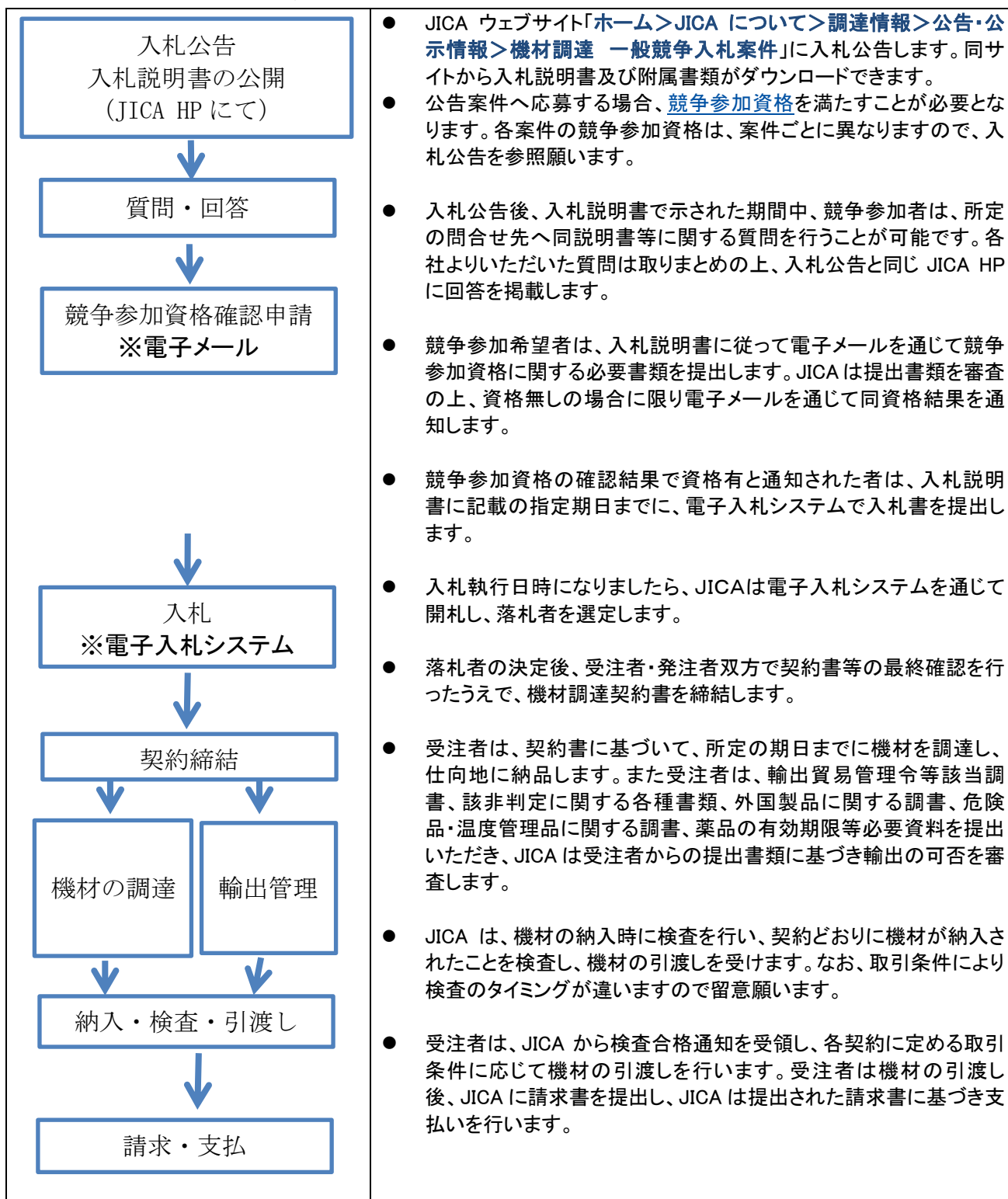
5. JICA の取引条件とインコタームズの関係

貿易における取引条件については、国際商工会議所 (International Chamber of Commerce) が定めるインコタームズ (最新版は 2020 年版) が国際的に用いられますが、JICA と受注者との取引条件とは必ずしも合致しませんので JICA では、インコタームズを利用せず、上記第3章 1.に記載の三つの取引条件を原則として使用しています。

第4章 選定手続き

契約予定金額が 300 万円を超える高額機材の場合には、以下のとおり、一般競争入札(最低価格落札方式)による選定を実施しています。

表 5: 高額機材における選定手続きの流れ



第5章 機材選定における留意事項

機材選定においては、応札者は次の点に留意していただきます。

- ア. 中古品は認められません。
- イ. 入札する機材は、特許法、著作権法等法令を遵守した機材であることとします。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。
- ウ. アスベスト、水銀、その他人体又は環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質を含有する機材の調達は行わないこととします。

第6章 輸出規制関連規則の遵守

1. 輸出規制の概要

(1) 輸出規制の枠組み

我が国から輸出する場合に適用される輸出規制は表 6 のとおりです。輸出規制は「安全保障輸出管理による規制」と「それ以外の規制」に区分できます。

表 6: 輸出規制の枠組み

規制の種類	規制国	適用規則		備考
安全保障 輸出管理 による規制	米国	輸出管理法／輸出管理規則(EAR)の域外適用		米国再輸出規制
	日本	外国為替及び外国貿易法(外為法) 【貨物】輸出貿易管理令別表第 1 【技術】外国為替令別表	1 項～15 項	リスト規制
			16 項	補完的輸出 (キャッチオール)規制
上記以外の 規制		外為法／輸出管理令別表第 2		
		輸出取引法・関税法・その他の法令		

我が国の輸出規制は、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」の「輸出貿易管理令(輸出令)」をはじめとする各種関連法令により規定されています。また、米国製品、米国の技術(ソフトウェアを含む)によって製造された製品または米国の技術(ソフトウェアを含む)については、米国の輸出管理規則が「域外適用」されます。

輸出者は、これらの輸出規制関連規則を遵守するとともに、該当する輸出規制品がある場合には、JICA に報告することが義務付けられます。また、輸出許可または承認が得られない場合には、契約から該当する品目を解除することになりますので、輸出規制について十分に留意する必要があります。競争参加者はこの点を十分にご理解のうえ参加してください。

(2) 安全保障輸出管理による輸出規制

安全保障輸出管理とは、核兵器や生物・化学兵器等の大量破壊兵器の開発、製造、使用、もしくは貯蔵、または通常兵器の開発、製造もしくは使用に転用可能な物品の輸出について、先進国が中心となって実施している国際的な輸出管理制度のことです。

日本においては、「外国為替及び外国貿易法(「外為法」)」、貿易輸出管理令(「輸出令」)及び外国為替令(「外為令」)等の法令により、リスト規制と補完的輸出(キャッチオール)規制(以下、キャッチオール規制)が定められています。平成 22 年 4 月 1 日からは、法令違反に対する罰則が強化されるとともに、輸出者等遵守基準が施

行され、輸出者は同基準に基づいて安全保障輸出管理を実施することが義務化されました(「輸出者等遵守基準を定める省令」((平成 21 年経済産業省令第 60 号))。さらに同基準が令和 4 年 4 月に改正され義務が強化されています。

一方、米国製品、米国の技術(ソフトウェアを含む)によって製造された製品または米国の技術(ソフトウェアを含む)については、米国から日本に輸出または提供された後に、第三国に再輸出または再提供される場合、米国の輸出管理規則(Export Administration Regulations :EAR)による規制を受けます(米国再輸出規制)。

日本の安全保障輸出管理規制

1) リスト規制

輸出しようとする貨物が、輸出貿易管理令(輸出令)別表第 1 の 1～15 項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合又は提供しようとする技術が、外国為替令(外為令)別表の 1～15 項に該当する場合には、貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

2) キャッチオール規制

リスト規制品以外のものを取り扱う場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、①大量破壊兵器等の開発、製造、使用もしくは貯蔵または通常兵器の開発、製造もしくは使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知を受けた場合には、輸出又は提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となります。

安全保障輸出管理の詳細については、次のウェブサイトが参考になります。

☞ 我が国の安全保障貿易管理:①及び②

☞ 米国再輸出規制:②、③

① 経済産業省「安全保障貿易管理(Export Control)」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

② 一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)

<http://www.cistec.or.jp/>

③ 米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security:BIS)

<http://www.bis.doc.gov/>

(3)安全保障輸出管理以外の輸出規制

安全保障輸出管理以外の輸出規制については、概要を表 7 及び表 8 を参考にしてください。

表 7: 日本の輸出規制の概要

	輸出許可が必要なもの 輸出令別表第 1 外為令別表	国際的な平和及び安全を妨げる貨物・技術 (安全保障貿易管理)	リスト規制 (第 1-15 項)
			補完的輸出 (キャッチオール) 規制 (第 16 項)
外国為替及び 外国貿易法 (外為法) 輸出貿易管理令 (輸出令) 外国為替令 (外為令)	輸出承認が必要なもの 輸出令別表第 2	① 国内需要物資を確保する必要があるもの 【血液製剤、配合飼料、うなぎの稚魚など】	
		② 輸出取引秩序維持物質 【漁労設備を有する漁船】	
		③ 輸出してはならない貨物 【偽造通貨、麻薬、風俗を害する書籍】	
		④ 国際協定等に定められた貨物 【ダイヤモンド原石、核燃料・核燃料物質、米国向け冷凍あさり・蛤など、オゾン層破壊物質、特定有害廃棄物、特定化学物質の農業・駆除剤など、絶滅のおそれのある野生動植物】	
		⑤ 知的財産権侵害物品	
		⑥ ロシア、ベラルーシ、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とするものを仕向地とする貨物	
輸出入取引法	①工業所有権及び著作権侵害物品、②虚偽の原産地を表示した貨物、③輸出契約の要件を著しく欠く取引、④政令で定める不公正取引		
関税法	①麻薬及び向精神薬等、②児童ポルノ、③知的所有権を侵害する物品、④不正競争防止法に規定する不正競争行為を伴う物品（周知表示混同惹起、著名表示冒用、原産地等誤記惹起、代理人等の商標冒用、商品形態模倣頒布）		
その他の法令	文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚せい剤取締法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、植物防疫法、道路運送車両法		

表 8: その他輸出規制法令の概要

法令名	規制品目	主管官庁
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品、天然記念物、重要有形民俗文化財	文化庁
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等	環境省
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	厚生労働省
あへん法	あへん、けしがら	
覚せい剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料	
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、狐、スカンク	農林水産省
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、アヒル、兎、蜜蜂及びこれらの肉、ソーセージ・ハム等、稲藁（一部）	
植物防疫法	植物（顕花植物、シダ類又は蕨苔類に属する植物）、有害植物、有毒動物（昆虫・ダニ等）	
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省
大麻取締法	大麻草およびその製品	厚生労働省

2. リスト規制にかかる確認

(1) 該当・非該当・対象外の判定

輸出者は、契約する機材の各品目について、表9のいずれの区分(該当／非該当／対象外)に該当するかを判定します(該非判定)。その際には、製造会社等から該非判定書を取り付けます。該非判定書とは、該非判定の結果を記載したものであり、一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)が作成販売している「項目別対比表」や「パラメータシート」が広く使われています。該非判定の根拠が明確に示されるものであれば製造会社の独自の様式でも構いません。また、取り付けた該非判定書に不明なところがある場合には、製造業者等に問い合わせ、必要に応じ、根拠となる技術資料を取り付けて確認します。

表9: 該当／非該当／対象外の区分

①	該当	リスト規制の品目に含まれ(輸出令別表第1 ¹ の1～15項に規制する項番があり)、かつ、貨物等省令で定める基準を満たす
②	非該当	リスト規制の品目に含まれるものの(輸出令別表第1 ¹ の1～15項に規制する項番があるものの)、貨物等省令で定める基準を満たさない
③	対象外	リスト規制の品目に含まれない(輸出令別表第1 ¹ の1～15項に規制する項番がない)

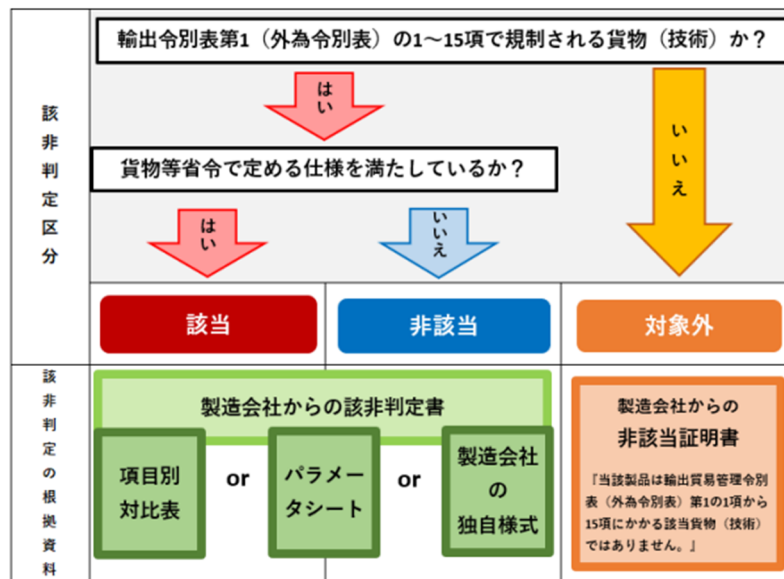
※輸出令別表第1: 調達機材にソフトウェア等の技術が含まれる場合には、輸出貿易管理令(輸出令)ではなく外国為替令(外為令)により規制されるため、「輸出令別表第1」は「外為令別表」と読み替えます。以下同様

「対象外」すなわち輸出令別表第1の1～15項に項番がない場合、又は明らかに対象でない場合は、当該機材の製造業者等から「当該製品は輸出貿易管理令別表第1(ソフトウェアの場合は外為令別表)の1項から15項にかかる該当貨物(技術)ではない」趣旨の証明書を取り付けるようにしてください(一般に「非該当証明書」と呼ばれています)。

製造会社から該非判定書、非該当証明書を取り付けることが困難な場合には、輸出者が、根拠資料をもとに該非判定書及び非該当証明書を作成します。

図1: 該非判定における区分(該当、非該当、対象外)

¹ 調達機材にソフトウェアが含まれる場合には、輸出貿易管理令(輸出令)ではなく外国為替令(外為令)により規制されるため、「輸出令別表第1」は「外為令別表」と読み替えてください。



(2)リスト規制品の輸出許可の要否確認

上記(1)の結果、リスト規制に該当する品目があったとしても、輸出許可が不要な場合(特例)があります。例えば「一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下のもの」は輸出許可が不要になります(少額特例)。落札者は、少額特例等の適用の可否を確認し、輸出許可が必要なものと不要なものとを特定します。

3 米国再輸出規制にかかる確認

(1)ECCN の確認と該非判定

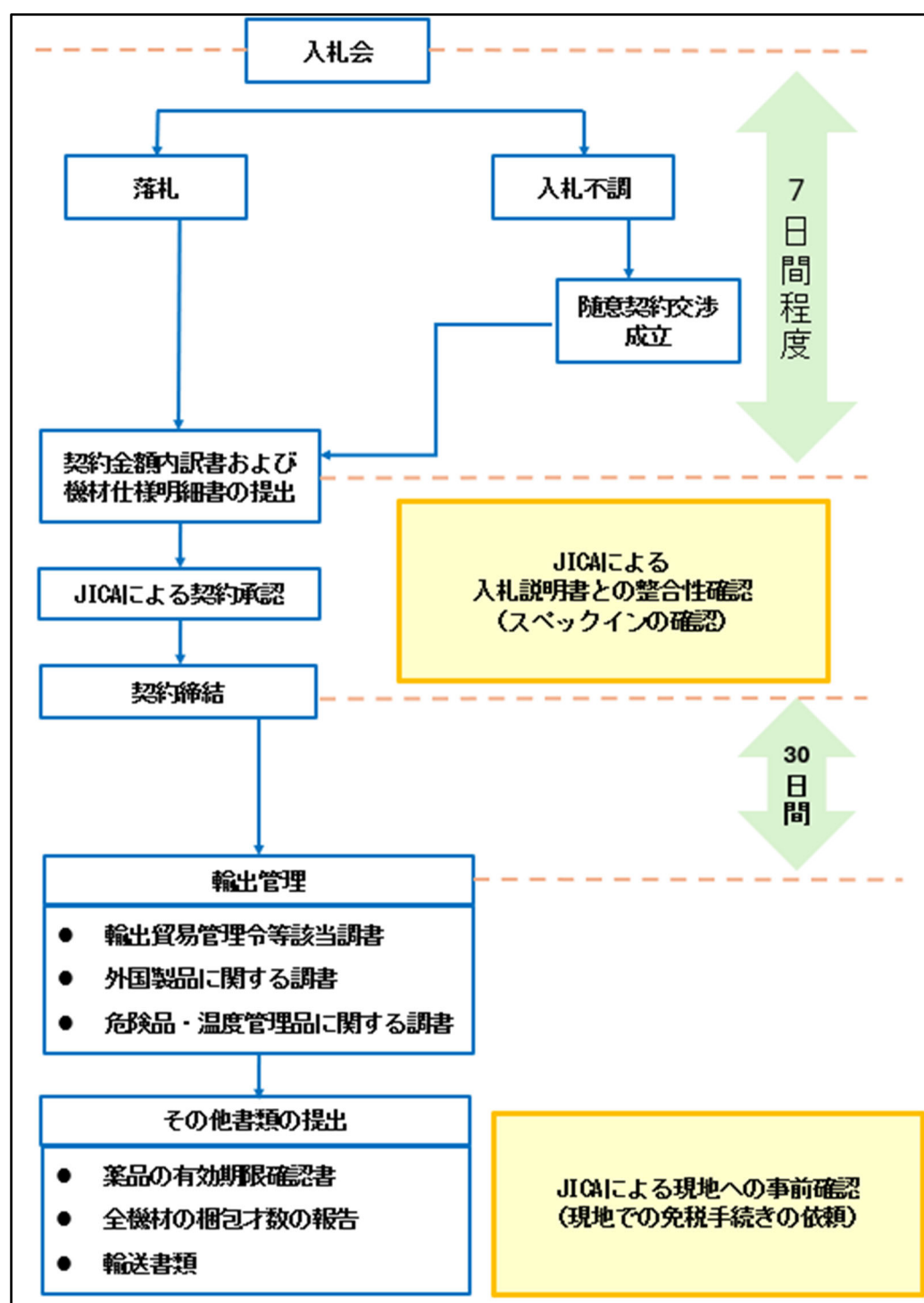
米国製品または米国技術については、落札者は、製造業者等から規制品目分類番号(ECCN:Export Control Classification Number)及び米国再輸出規制に該当するか否かの判定書(該非判定書)を取付け、米国再輸出規制に該当するか否かの判断をします。

製造会社等から該非判定書を取り付けることが困難な場合には、落札業者が、根拠資料をもとに該非判定書を作成します。

(2)米国再輸出規制の該当品の輸出許可の要否確認

上記(1)で該当するか不明の場合、または該当する場合には米国商務省産業安全保障局に必要な相談または必要な手続をします。該当品であっても、少額の場合など許可例外の対象になる場合には、再輸出許可は不要です。許可例外の適用の可否を確認し、再輸出規制に係る許可が必要な品目と不要な品目を特定します。

図2 入札会から契約締結までの流れと提出書類



第7章 入札会、契約締結、支払までの手続き

ここでは、入札会、契約締結、引渡し、立会検査、契約金額の請求・支払の各手続の詳細について、関連書式と併せて説明します。

1. 入札会

(1)入札会

- 入札会は、以下の電子入札システムを用いて実施します。

システム名：電子入札システム
システム提供会社：日立システムズ株式会社
動作保証ブラウザ：Microsoft Edge および Google Chrome

- システムのログイン方法や具体的な操作方法については、[電子入札システムポータルサイトをご参照ください。](#)
- 電子入札システム上で行う入札までの手順は以下の通りです。
 - ① 競争参加資格確認
 - ・ 入札説明書に記載の手順を参照してください。原則として、電子メールでの資料提出および資格確認結果の通知とします。
 - ・ 資格無しの場合のみ、電子メールにて通知します。資格有りの場合は通知はありませんので、入札書の提出に進んでください。
 - ② 入札書の提出
 - ・ 入札書受付開始予定日日時を経過後、入札書の提出が可能になります。『調達案件検索』画面にて検索条件を指定後、左タブにある「入札状況一覧」ボタンをクリックします。
 - ・ 入札書を提出する案件の「入札/再入札/見積」欄の「入札書提出」ボタンをクリックします。(図3)

図3 入札状況一覧画面

- 表示された『入札書』ページ(図4)から、「入札金額」「くじ入力番号」を入力してください。記入内容確認後、「提出内容確認」ボタンをクリックしてください。「入札書提出」ボタンをクリックすると、確認ダイアログが表示されるので、「OK」ボタンをクリックして下さい。

図4 入札書ページ画面

- 入札書の送信が完了すると『入札受信確認通知』画面に自動遷移するので、当画面から「印刷」ボタンで印刷を行ってください。
- ※【注意】入札書は一度提出すると内容の確認、修正、再提出が一切できません。印刷を行い、提出（送信）内容を保管することを推奨します。

③ 入札書受付票の確認

- ・ 入札書の提出が完了すると、「入札書(辞退届)受付票」がシステムより自動発行されます。『調達案件検索』画面にて検索条件を指定後、「入札状況一覧」ボタンをクリックします。次に「受付票/通知書一覧」欄の「表示」ボタンをクリックします。『入札状況通知書一覧』画面に移りますので、「通知書表示」欄の「表示」ボタンから入札受付票を閲覧して下さい。
- ・ 印刷を行う場合は、「印刷」ボタンから印刷を行ってください。

④ 入札締切通知書の確認

- ・ 入札締切が執行されると、「入札締切通知書」が発行されます。『調達案件検索』画面にて検索条件を指定後、左タブにある「入札状況一覧」ボタンをクリックします。「入札状況一覧」画面が開いたら、「受付票/通知書一覧」欄の「表示」ボタンをクリックします。「入札状況通知書一覧」画面の「通知書表示」欄にある「表示」ボタンをクリックしてください。「入札締切通知書」が表示されます。
- ・ 印刷を行う場合は「印刷」ボタンをクリックしてください。

⑤ 落札者決定通知書の確認

- ・ 落札者が決定し、入札結果が登録されると、「落札者決定通知書」が発行されます。『調達案件検索』画面にて検索条件を指定後、左タブにある「入札状況一覧」ボタンをクリックします。「入札状況一覧」画面が開いたら、「受付票/通知書一覧」欄から「表示」ボタンをクリックします。『入札状況通知書一覧』画面が表示されるので、「落札者決定通知書」の「通知書表示」欄から「表示」ボタンをクリックし、「落札者決定通知書」を閲覧してください。
- ・ 印刷を行う場合は、「印刷」ボタンをクリックしてください。

(2) 辞退届の提出

入札書の提出締切日時までは電子入札システムから辞退届の提出が可能です。『調達案件検索』画面にて検索条件を指定後、左タブにある「入札状況一覧」ボタンをクリックします。「辞退申請書」欄の「提出」ボタンをクリックし、情報入力したのち、「提出」ボタンから辞退届の提出を行ってください。

(3) 落札者の決定方法

発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定します。

(4) 入札不調に伴う随意契約交渉と見積書の提出

再入札を 2 回まで行っても落札者がいないときは、入札金額の最も低いものから順番に、不落随意契約の交渉を行います。契約交渉の結果、予定価格の範囲内において見積書を提示した者を契約相手と決定します。

2. 契約締結

入札会から契約締結までの手続きを以下に説明します。手続きの流れは図 2(P.16)をご参照ください。

(1) 契約金額内訳書および機材仕様明細書の提出

落札者は、契約金額内訳書および機材仕様明細書を作成して、入札日の翌日から起算して 7 営業日以内に JICA に提出します。7 営業日以内に契約金額内訳書および機材仕様明細書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

機材仕様明細書は、公告時に添付している機材仕様明細書(エクセル版)をご活用願います。質問回答時にカタログ等提出し同等品と認められた銘柄以外の機材を調達する場合には、型式、仕様を調達する製品の仕様にに基づき記載してください。また、参考銘柄の機材を調達する場合であっても、必要に応じて追記してください。契約金額内訳書には対象機材の機材費合計金額を記載してください。

船積渡しと仕向地渡しの場合には、さらに行を追加し、梱包・輸送費、保険料を記載し、最下欄に総合計(契約金額)を記載してください。これらの金額が輸送書類のインボイスに記載される内訳金額と一致することになります。

図 5 機材仕様明細書

番 号	機 材 名	仕 様	銘 柄	数 量
1	アイテム名(和文)	〈仕様〉		
	Item (English)	用途:		
		機能:		
		サイズ:		
		材質:		
		測定範囲:		
		型番	メーカー名	5
		本体		5
		標準付属品 (2個/式)		10
		特別付属品 (5個/式)		25

技師派遣等付随業務がある場合は、これらの経費の下に行を追加して記載し、一番最下段に総合計(契約金額)を記載してください。

分割納入、分割払いの場合には、ロットごとに機材代金の合計を記載し、船積渡しと仕向地渡しの場合で輸送が分かれる場合には、それぞれの輸送費、保険料を計上してください。技師派遣等付随業務が複数回ある場合には、それぞれの金額を記載し、一番下に総合計(契約金額)を記載してください。

契約金額内訳書および機材仕様明細書を作成したら、まずメールに添付して JICA の担当者に提出してください。JICA は、提出された「機材仕様明細書」の記載内容の妥当性(参考銘柄以外の機材については、機材仕様明細書等の仕様に合致しているかどうか)を審査し、問題がある場合には訂正していただきます。

●機材仕様に変更等がある場合

契約締結後、当該機材の製造中止など、製造会社の都合によりやむを得ず納入機材の仕様変更があった場合は、仕様変更届(様式雛形あり)を JICA に提出します。

製造会社による仕様変更理由書には、製造中止又は仕様変更になった理由、同等品以上であることを証明する仕様比較等を記載します。変更機材が、当初機材の同等品以上であることが証明された場合のみ仕様変更が認められます。

(2)最終見積書の提出

入札不調のため随意契約交渉により契約交渉相手を決定する場合は、最終見積書の提出が必要です。

契約交渉の結果、予定価格以下の見積金額を提示した者を契約相手と決定します。契約相手と決定された者は、最終見積書(様式雛形あり)を JICA に提出します。

なお、最終見積書は代表者印又は社印押印の省略が可能です。押印省略する場合は、以下の方法でご提出ください。

- ①該当の書類の表紙に「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を必ず明記して下さい。
- ②最終見積書送付時のメール本文に、本件責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

(3)電子署名について

当機構における内訳明細書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は電子契約書による契約を基本とし、当機構が契約書(案)を雛型に基づき作成し、電子署名により締結します。(契約書の日付は当機構の契約締結決裁日となります。) 使用するシステムは以下の通りです。電子契約書の導入については次の

URL をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_02.html

使用するシステム：電子契約サービス WAN-Sign
システム提供会社：株式会社 NX ワンビシアーカИБス
(注) システムは無料でご利用いただけます。

(4) 契約書の雛形

契約書の雛形は次の JICA ウェブサイトからダウンロードできます。取引条件により使用する雛形は異なります。入札説明書において、契約書の雛形を個別に指定している場合にはそちらに従ってください。なお、契約書雛形及び JICA の指示内容から変更がある場合には必ず JICA に確認して下さい。

「ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン・様式>様式 一般競争入札(海外向け機材)」 http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

(5) 契約書の構成

契約書の構成は、案件によって異なりますが、標準的な案件では以下のとおりです。

- ・機材調達契約書
- ・機材調達契約約款
- ・契約の管理について
- ・契約金額内訳書
- ・機材仕様明細書
- ・梱包条件書
- ・輸送条件書(船積渡し、仕向地渡しの場合)
- ・技師派遣条件書(技師派遣がある場合)
- ・工事仕様書(現地工事がある場合)
- ・図表(必要な場合)

なお、契約締結時に内訳明細書を確定した機材の変更は、相応の理由がない限り認められません。

3. 輸出管理

(1) リスト規制、米国再輸出規制、その他の規制にかかる確認

受注者は、輸出規制関連法規に基づき輸出許可または輸出承認が必要な機材の有無を確認し、「輸出貿易管理令等該当調書(様式雛形あり)」を作成します。

本調書で報告するものは次の四つです。

- | |
|--|
| A. 輸出令別表第 1 による輸出許可の必要な機材(リスト規制品)の有無
B. 米国再輸出規制による再輸出許可の必要な機材の有無
C. 輸出令別表第 2 による輸出承認の必要な機材の有無
D. 輸出入取引法・関税法・その他の法令により許可・承認が必要な機材の有無 |
|--|

受注者が輸出者となる船積渡し・仕向地渡しの場合には、受注者が社内規定に基づき該非判定を行ったときの書類を「輸出貿易管理令等該当調書」に添付し提出します。輸出許可または輸出承認が必要なときは、受注者が自ら所管省庁から必要な許可・承認を取得し、JICA はこれを支援します。用途・需要者については JICA が確認していますので、受注者が求める場合には用途・需要者チェックリストを提供することができます。

JICA が輸出者となる本邦指定場所渡しの場合には、受注者は全品目に関し製造業者からの項目別対比表、もしくはパラメータシート、非該当証明書等各種書類を取り寄せ、「輸出貿易管理令等該当調書」に添付し JICA に提供します。

外国製品が含まれる場合には、「外国製品に関する調書」(様式雛形あり)を提出します。米国製品が含まれる場合には、ECCN を確認します。また、日本原産とされる機器(原産地証明が日本とされる場合)であっても、米国製品が部分品・構成品として含まれている場合には、その ECCN および米国製部分品・構成品の買い値の日本製品価格(FCA 又は FOB)に占める割合(%)を示します。

輸出令別表第 2 やその他の法令により規制されているものがあれば、「輸出貿易管理令等該当調書」とともに関係資料を提出します。

(2)その他の確認

調達する機材に危険品や温度管理品(冷凍品・冷蔵品)が含まれている場合には「危険品・温度管理品に関する調書」(様式雛形あり)を提出します。その場合には、英文の「安全データシート(SDS)」又は「成分表」も併せて提出してください。

調達する機材に薬品が含まれている場合には「薬品の有効期限について」(様式雛形あり)を提出します。原則として、仕向地到着後 1 年以上の有効期限が必要です。

本邦指定場所渡しの場合、JICA が輸送手段を手配します。そのために、全機材の梱包才数が必要です。

(3)注意事項

「輸出貿易管理令等該当品調書」、「危険品・温度管理品に関する調書」については、製造会社からの書面等が必要なため作成に時間を要する場合がありますので、前もって準備し、提出期限内に提出できるようにしてください。

輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、当該物品及びその使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

提出書類と必要部数及び提出期限は表 11 のとおりです。

表 11: 提出書類一覧

	書 類 名 等	部数	提 出 期 限
1	輸出貿易管理令等該当調書(様式雛形あり)、社内規定による書類及び項目別対比表、パラメータシート、該非判定書等関連資料	1 式	機材納品予定日の30日前まで
2	外国製品に関する調書 (様式雛形あり)	1 通	
3	危険品・温度管理品に関する調書 (様式雛形あり)	1 通	
4	薬品の有効期限について(該当のみ) (様式雛形あり)	1 通	機材納品予定日の前日から起算して 7 営業日前まで

4. 立会検査

(1) 立会検査の連絡

機材の納入が可能となった時点で立会検査を行います。立会検査の場所は、受注者が手配し、検査の、日時や場所等を JICA に連絡します。

(2) 立会検査の実施

立会検査は開梱した状態で実施します。機材の性格上直接検査することが不可能な場合を除いて、立会検査員は契約書附属の内訳明細書に記載されている全品目について、仕様記載事項と照合・確認し、数量、電源、型番、製造番号、提出書類等を検査し、最後に搬入日、搬入先、ケースマーク等を確認します。受注者は発注者から送付された JICA 指定のステッカー及び日章旗を機材に貼り付け、検査を行います。

検査を迅速、正確に行うために、検査対象機材は開梱した状態で内訳明細書の番号順に並べて置くようにします。機材毎の同梱資料等については、あらかじめ一覧リストを作成します。なお、直接検査することが不可能な場合には、代替する検査方法の提案と併せて、事前に JICA に報告し許可を得てください。JICA では検査方法の妥当性を確認します。検査終了後、立会検査員が持参する立会検査記録の契約相手責任者欄に署名してください。

5. 引渡し

(1) 船積渡しの場合

機材の納入は、JICA が派遣する立会検査員が検査を行い、JICA が定める検査職員は、その報告を以って合否を判定し、受注者へ合否を通知します。

受注者は、上記検査で納入された機材に問題がなければ、機材を輸出用に梱包し、合格

通知日以降、受注者自らが手配する輸送会社に引渡して船積みを行い、速やかに JICA 国際協力調達部へ船積書類一式を提出します。提出に当たっては輸送書類提出様式・受領書（様式雛形あり）にチェックを記入したものを表紙として提出してください。輸送日程報告カード（様式雛形あり）も併せて提出してください。JICA が船積書類一式を受領した時点で、JICA への引渡しは完了したことになります。

（2）仕向地渡しの場合

機材の納入は、仕向地において、JICA が派遣する立会検査員が検査を行い、JICA が定める検査職員は、その報告を以って合否を判定します。

受注者は、上記検査で納入した機材に問題がなければ、荷受人（コンサイニー）に引き渡して完了となります。

仕向地での引渡しに先立ち、受注者は、船積書類一式を JICA 国際協力調達部に提出します。提出に当たっては輸送書類提出様式・受領書（様式雛形あり）にチェックを記入したものを表紙として提出してください。輸送日程報告カード（様式雛形あり）も併せて提出してください。

➤ 留意事項：

- ・当機構貨物は技術協力協定に基づき、免税通関を行いますので、速やかに輸送書類一式を提出願います。
- ・なお、国によっては事前に輸入許可書の取得や特定の検査会社による船積前適合検査により適合検査証明書の取得が必須となる国や地域がありますので、ご注意願います。

（3）本邦指定場所渡しの場合（主に JICA が輸送手配を行うケース）

機材の納入は、JICA が派遣する立会検査員が検査を行い、JICA が定める検査職員は、その報告を以って合否を判定します。

受注者は、上記検査は主に JICA 本邦指定場所に搬入し、検査を実施します。JICA が検査合格通知を送付した時点で、JICA への引渡しは完了したことになります。

搬入後の輸出業務は JICA が選定する輸送会社が担当しますが、以下の輸出手続きに必要な関係書類を JICA へ遅滞なく提出してください。

- INVOICE、PACKING LIST に係るもの（全機材の機材リスト・パッキングリストを一般機材、危険品、温度管理品（冷凍）、温度管理品（冷蔵）に区分した英文リストの作成（可能な限り電子データによる）等）
- 危険物の取扱いにかかるもの（安全データシート（SDS）又は成分表等）
- 輸出貿易管理令等該当調書（該非判定書等）
- その他（輸出申告に求められる説明資料等の作成等）

6. 輸送

受注者は案件毎の輸送条件書に基づいて該当機材の輸送を行います。原則安価な海上輸送(海送)としますが、振動に弱い精密機器、極めて小さく軽量の機材等は航空輸送(空送)する場合があります。

7. 技師派遣・現地工事等付随する業務

契約によっては、技師派遣や現地工事等付随する業務があります。機材が到着しなければ業務が遂行できませんが、仕向国での輸入通関手続きは、予想以上に時間がかかる場合があります。柔軟なスケジュールを組むとともに、JICA と綿密に連絡をとって日程を決定してください。

また、技師派遣条件書や工事仕様書をよく確認し、受注者がすべき手続きを遅滞・遺漏なく行ってください。一般的には以下のような手続きがあります。

- (1) 受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舍手配等を行う。JICA は必要に応じ側面支援を行う。
- (2) 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。JICA は、必要に応じ派遣国における JICA 安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。
- (3) 受注者は、技師と派遣期間を決定次第、「技師派遣情報」(様式雛形あり)、技師のパスポートコピー、海外旅行保険証券コピーを JICA に提出する。契約に含む費用は、一般には以下のとおりですが、案件によって異なることがあるので、正確には入札説明書の「技師派遣条件書」を確認してください。

- ・旅費(航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む)
- ・人件費
- ・ビザ等入国のために必要な経費
- ・業務に必要な工具の運搬費用
- ・業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ・その他必要な経費

技師派遣にかかる費用は、業務完了後に支払われます。前払いは不可となっています。契約で特に定めない限り、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行いません。

技師業務が完了したとき、現地にて、JICA が派遣する立会検査員が立会検査を行います。このとき、技師業務完了時立会検査記録(様式雛形あり)に立会検査員及び技師の双方が署名します。受注者は、当該立会検査記録などに基づき全ての業務が完了したことを確認したうえで、JICA に業務完了報告書(様式雛形あり)を提出します。

技師業務の安全対策措置等にかかる受注者・発注者の責任は、以下のとおりとなります。

- (1) 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、

派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。

(2) 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。

(3) 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。

(4) 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。

1) 以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。

・死亡・後遺障害 3,000万円（以上）

・治療・救援費用 5,000万円（以上）

2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。

3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、JICAが提供している海外渡航管理システム（トコカン）に、技師の渡航情報を登録する。

4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（「JICA 安全対策研修・実技訓練について」）上で提供する安全対策研修を派遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない技師については、この限りではない。

5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

6) 業務従事者等の労働安全が維持され、労働災害等（労働安全衛生法第2条第1号（昭和47年法律第57号）にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。）を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。

(5) 発注者は、受注者の要請があった場合及び緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者によって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

8. 契約金請求・支払い

(1) 契約金の請求

受注者は、各契約に定める取引条件に応じて機材を納入し、JICA から検査合格通知を

受領した後(船積渡しの場合、加えて、船積書類を JICA に提出した後)、契約金請求のため、次の書類を速やかに JICA に提出してください。

なお、技師派遣業務等付随する業務がある場合には、機材引渡し時の支払金額は、契約金額から当該業務の対価を除いた金額の 9 割を上限とします。残額は、当該業務の検査に合格した後に支払います。

- 提出書類
 - ・請求書 1 通(PDF)
- 提出時期(機材の引渡し後)
 - ・船積渡し：本邦船積前検査合格通知受領、船積書類 JICA 提出後
 - ・仕向地渡し：現地納入前立会検査合格通知受領後
 - ・本邦指定場所渡し：本邦納入前立会検査合格通知受領、JICA 指定場所納入後

(2)支払手続き

JICA は、請求書を受け取り次第、内容を確認のうえ、支払いの手続きを行います。指定口座への入金は、「適法なる支払請求書を受領した日から 30 日以内」に行います。

(3)請求書作成上の留意事項

請求書の作成にあたっては以下の事項にご注意下さい。なお、下記事項を満たしていれば、貴社定型の書式による請求書を使用して構いません。

1)適格請求書発行事業者である場合は、以下の記載要件を含む請求書を発行してください。

- ①適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(正式な案件名を記入)
- ④取引にかかる税抜価額または税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率(不課税および消費税が発生する場合)
- ⑤税率ごとに区分した消費税額
- ⑥宛先:独立行政法人国際協力機構

2)代表者印もしくは社印を押印してください

(責任者および担当者名・電話番号・メールアドレス等連絡先の明記があれば押印省略可)

3)振込銀行、口座名義、口座番号等を明記してください。

4)契約書に添付する内訳明細書の添付は不要です。

以上